

都道府県別変更内容（新旧対照表）

青森県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 4 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当し、DID(人口集中地区)を除いた地域(旧市町村、集落) ア 4 法地域に隣接し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次のaからcのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均(40%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(5.0%)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 イ 4 法地域に隣接せず、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次のaからcのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均(40%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(5.0%)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 (ウ) 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満であること ④ 第4期対策に取り組んでいた地域で、次のaからfのうち、3つ以上の要件を満たす地域(旧市町村単位又は集落単位) a DID地域ではないこと b 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 c 農業従事者の高齢化率が県平均(40%)以上 d 耕作放棄率が耕地全体で県平均(5.0%)以上 e 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 f 人口減少率(平成22年～27年)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満であること 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地 ○緩傾斜農用地 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地	① 4 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当し、DID(人口集中地区)を除いた地域(旧市町村、集落) ア 4 法地域に隣接し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次のaからcのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均(36.2%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(4.4%)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 イ 4 法地域に隣接せず、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) 次のaからcのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均(36.2%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(4.4%)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下 (ウ) 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満であること 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地 ○緩傾斜農用地 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地

岩手県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ a又はbに該当する地域(旧町村単位。センサス集落単位での指定も可) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上若しくは人口密度150人/㎥又は当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数の要件は除く) b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上かつ人口密度150人/㎥未満 ④ 第4期対策で特認地域に指定された地域で、次の要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない、またはDIDからの距離が30分以上 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ a又はbに該当する地域(旧町村単位。センサス集落単位での指定も可) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上若しくは人口密度150人/㎥又は当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数の要件は除く) b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上かつ人口密度150人/㎥未満 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地

福島県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) (1) 平成10年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S35～H7)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で65歳以上の人口比率(H7)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で15歳以上30歳未満の人口比率(H7)が18%以下 エ 人口減少率(S45～H7)が16%以上19%未満 (2) 平成12年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S40～H12)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で、65歳以上の人口比率(H12)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で、15歳以上30歳未満の人口比率(H12)が18%以下 エ 人口減少率(S50～H12)が16%以上19%未満 ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村又は集落) (1) 農林業従事者割合10%以上 <u>又は農林地率75%以上(H27)</u> <u>(2) DID地区を含まない</u> (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下(H27) <u>(⑤ 削除)</u> 上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農用地	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) (1) 平成10年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S35～H7)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で65歳以上の人口比率(H7)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で15歳以上30歳未満の人口比率(H7)が18%以下 エ 人口減少率(S45～H7)が16%以上19%未満 (2) 平成12年度の財政力指数が0.42以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村 ア 人口減少率(S40～H12)が25%以上30%未満 イ 人口減少率が20%以上25%未満で、65歳以上の人口比率(H12)が19%以上 ウ 人口減少率が20%以上25%未満で、15歳以上30歳未満の人口比率(H12)が18%以下 エ 人口減少率(S50～H12)が16%以上19%未満 ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村又は集落) (1) 農業従事者割合10%以上(H22) <u>(2) 農林地率75%以上(H22)</u> (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下(H22) <u>⑤ 3 法地域に地理的に接し、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす地域(旧市町村)</u> <u>(1) 農林業従事者割合10%以上又は農林地率75%以上</u> <u>(2) DID地区を含まない</u> <u>(3) 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎥未満又は農業就業人口(H22)における高齢化率が全国平均(61.6%)以上若しくは耕作放棄率が全国平均(6.0%)以上</u> 上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農用地

茨城県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
県北西部地域のうち、8法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が17%未満 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	県北西部地域のうち、8法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が13%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が17%未満 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地

栃木県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 3 法 指 定 地 域 に 地 理 的 に 接 す る 農 用 地 ② 農 林 統 計 上 の 中 山 間 地 域 (旧 市 町 村) 上 記 の 地 域 は 、 下 記 の 農 用 地 の み 対 象 と す る ○ 急 傾 斜 農 用 地 ○ 急 傾 斜 農 用 地 と 連 担 し て い る 緩 傾 斜 農 用 地	3 法 指 定 地 域 に 隣 接 す る 市 町 村 内 の 農 林 統 計 上 の 中 山 間 地 域 (旧 市 町 村) 上 記 の 地 域 は 、 下 記 の 農 用 地 の み 対 象 と す る ○ 急 傾 斜 農 用 地 ○ 急 傾 斜 農 用 地 と 連 担 し て い る 緩 傾 斜 農 用 地

長野県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域 a 8 法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村又は、DIDを含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村 b 8 法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が13%以上 (新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、第2期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が75%以上(新又は旧市町村単位) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域 a 8 法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が12%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村又は、DIDを含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村 b 8 法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が15%以上 (新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、第2期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が75%以上(新又は旧市町村単位) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田

新潟県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 特別豪雪地帯 ⑤ <u>次のいずれかの要件を満たす地域</u>(旧市町村又は集落単位) ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上 上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 特別豪雪地帯 ⑤ <u>第2期対策で特認地域に指定された地域で、</u>次のいずれかの要件を満たす地域(旧市町村又は集落単位) ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上 上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地

福岡県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満若しくは高齢化率39%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8 法地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率39%以上で、人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満の地域 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満若しくは高齢化率32%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8 法地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率32%以上で、人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満の地域 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地

熊本県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上又は、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) DIDを含まない地域(旧市町村)、又は、農業従事者の高齢化率が30%以上の地域(旧市町村) (農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内のDIDに含まれる農用地については、対象農用地としない) <u>④ 前期対策で特認地域に指定された地域(旧市町村)で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす農地</u> <u>(a) 8 法地域または上記①から③までのいずれかに該当する対象地域内に存する対象農用地と営農上一体的な管理が必要な農地</u> <u>(b) 前期対策で交付金の交付があった農地</u> 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農地 ただし、<u>8 法地域内の対象農用地または特認地域内に存する急傾斜の一団の農用地(田、畑に限る。)</u>と営農上一体的な管理が必要な農地は、<u>次のアからウまでのいずれかに該当する農地を対象農用地とする。</u> <u>ア 傾斜農地(田：1/100以上、畑：8度以上)</u> <u>イ 自然条件により小区画・不整形な田</u> <u>ウ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地</u> <u>(高齢化率40%以上、耕作放棄地率 田8%以上 畑15%以上)</u>	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上又は、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) DIDを含まない地域(旧市町村)、又は、農業従事者の高齢化率が30%以上の地域(旧市町村) (農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内のDIDに含まれる農用地については、対象農用地としない) 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農地 ただし、<u>交付金の支給対象農地</u>と営農上一体的な管理が必要な農地も<u>国のガイドラインの範囲内で対象とする。</u>